

和光市国民健康保険健康サポート訪問事業及び和光市国民健康保険ジェネリック医薬品
利用差額通知発送事業業務委託プロポーザル実施要領

1 趣 旨

この要領は、和光市国民健康保険健康サポート訪問事業（以下、「訪問事業」という。）及び和光市国民健康保険ジェネリック医薬品利用差額通知発送事業（以下、「差額通知」という。）の実施に向けて、企画提案者の知識、技能、経験等を見極め、本事業に最も適した委託業者を選定するためにプロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めたものである。

2 事業概要等

（１） 訪問事業

- | | |
|-----------|---|
| ア 内 容 | 別紙「和光市国民健康保険健康サポート訪問事業業務委託仕様書」に定めるとおりとする。 |
| イ 履 行 期 間 | 契約締結日～令和８年３月３１日 |
| ウ 履 行 場 所 | 和光市役所１階健康部保険年金課内、和光市内及び受託業者事務所 |
| エ 契約上限額 | ３，５１５千円（税込み）（予定） |

（２） 差額通知

- | | |
|-----------|--|
| ア 内 容 | 別紙「和光市国民健康保険ジェネリック医薬品利用差額通知発送事業業務委託仕様書」に定めるとおりとする。 |
| イ 履 行 期 間 | 契約締結日～令和８年３月３１日 |
| ウ 履 行 場 所 | 和光市役所１階健康部保険年金課及び受託業者事務所 |
| エ 契約上限額 | ２，６４３千円（税込み）（予定） |

※（１）及び（２）の事業について、両事業ともに対象者を選定するに当たり、市から提供するレセプトデータの分析を行う必要があるため、同一事業者には業務委託する。選定された受託業者は、レセプトデータの分析を行うに当たって、効率的、効果的な方法で行うものとする。

※契約上限額は、本プロポーザルにより上記履行期間の契約が成立しても、予算編成により提案金額に添えない場合があります。

3 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

なお、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び契約交渉権を取り消す場合がある。

- （１） 訪問事業及び差額通知の両事業について、別に定める仕様書に掲げる事業内容を効果的・効率的に達成することができる法人又はその他の団体とし、同種の事業を運営した実績のある者とする。

(2) 次に掲げる事項に該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合。

イ 本市及びその他の地方公共団体から指定取消処分を受けた法人・団体で、処分から2年を経過していない場合。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にある場合。

エ 法人税、消費税、地方消費税、法人市町村民税及び法人都道府県民税を滞納している場合。この場合において、法人市町村民税及び法人都道府県民税は、応募者の事業所の所在地のものを対象とする。

オ 会社更生法、民事再生法に基づく再生又は再生手続きを行っている場合。

カ 本市から指名停止措置を受けている場合。

キ 本市と現在係争中の場合。

ク 公募に関して、公募者の不正な行為が明らかになった場合。

4 日程

(1) 令和6年12月17日(火) 公募開始

(2) 令和6年12月23日(月) 参加表明書提出期限及び質問締切日

(3) 令和6年12月26日(木) 質問最終回答日

(4) 令和7年 1月 7日(火) 企画提案書等提出期限・参加辞退届提出期限

(5) 令和7年 1月中旬 第一次選定(書類選定)

(6) 令和7年 1月下旬 第二次選定(プレゼン)

(7) 令和7年 2月上旬 審査結果の通知

5 参加表明書及び参加の辞退

(1) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、「参加表明書」に必要事項を記入し、押印した上で、1部を提出する。

ア 提出期限

令和6年12月23日(月) 午後5時まで

イ 提出方法

保険年金課まで直接持参または郵送する。

郵送の場合は、上記提出期限内に必着とする。

(2) プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明書を提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」に必要事項を記入の上、1部を提出する。

① 提出期限

令和7年1月7日(火) 午後5時まで

イ 提出方法

保険年金課まで直接持参または郵送する。

郵送の場合は、上記提出期限内に必着とする。

6 企画提案書作成に関する質問受付

企画提案書作成に関して疑義が生じた場合には、下記のとおり質問用紙を提出する。

(1) 提出期限

令和6年12月23日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

保険年金課まで質問用紙を電子メールにて提出する。

(3) 回答方法

電子メールにて、提出期限までに、参加表明書を提出された者に回答する。また、電話等による問い合わせには応じないので留意すること。

7 企画提案書の作成

訪問事業及び差額通知の受託を希望する者は、本実施要領に規定する内容を承諾し、各事業の仕様書に示す内容を十分に理解した上で、次のとおり企画提案書を作成する。

(1) 企画提案書の内容

ア 共通事項

(ア) 会社概要

経営理念、財政基盤

イ 訪問事業

(ア) 業務実績

過去5年間の業務実績

(イ) 対象者の選定

選定方法や選定基準など

(ウ) 指導内容

指導の手順、内容、時間、対象者へ強調して説明する事項など

なお、使用を予定している訪問指導票及び訪問指導結果報告書のサンプル

(エ) 訪問指導体制

当訪問事業に携わる保健師等の人数、実施体制、連絡体制など

提案者の特徴や強みなど

(オ) 目標値の設定

提案者が提案した方法で業務を実施した場合の成果目標値、同種事業の実績値

（医療費削減額、行動変容率、面談率など）

(カ) 個人情報管理

個人情報の管理体制など

(キ) リスク管理

苦情、トラブル対応など

(ク) 見積金額

提案を実現するための全ての経費について、見積書を作成すること。その際、

総額・内訳を明記すること。

なお、内訳の項目については、次の項目に沿って、単価を記入すること。

単価：円

業務名	単位	単価（消費税別）
(1) レセプトデータ分析・訪問指導候補者リストの作成及び訪問指導対象予定者の決定	1 式	
(2) 訪問指導対象予定者への趣旨説明通知の送付及び電話による日程調整	1 式	
(3) 訪問による指導の延べ訪問指導	1 回	
(4) 電話による指導	1 回	
(5) 会場（市役所等）での指導	1 回	
(6) 服薬指導通知対象者リストの作成及び服薬指導通知対象予定者の決定、 重複服薬者向け服薬指導通知書作成・発送、 服薬状況確認報告書の作成	1 式	
(7) 訪問指導票、訪問指導結果報告書の作成	1 式	

ウ 差額通知

(ア) 業務実績

過去5年間の業務実績

(イ) 対象者の選定

レセプトの分析方法、対象者の選定方法

(ウ) 差額通知書作成・発送

最も効果が上がると思われる業務の実施方法、実施体制

差額通知書の文面等、使用を予定している差額通知書のサンプルを添付

差額通知書の作成・発送の作業内容・業務従事実施体制

コールセンターの実施方法

(エ) 削減効果の検証

効果額の検証方法

効果額報告書のサンプルを添付

(オ) 目標値の設定

提案者が提案した方法で業務を実施した場合の成果目標値

（医療費削減額、行動変容率など）

(カ) 個人情報管理

個人情報の管理体制など

(キ) 見積金額

提案を実現するための全ての経費について、見積書を作成すること。その際、

総額・内訳を明記すること。

なお、内訳の項目については、次の項目に沿って、単価を記入すること。

単位：円

業務名	業務数量	単価	計
(1) レセプトデータの分析・対象者選定	2式		
(2) 通知書作成	2式		
(3) 封入・封緘作業	2式		
(4) 封筒作成	2式		
(5) 郵送料	1,800通		
(6) コールセンター運用費用	2式		
(7) 効果測定分析・報告書作成	2式		

(2) 提案書の様式

A4版縦の用紙に横書きで記載し、左綴じを基本とする。ただし、A3版を使用する際はA4版サイズに折り込むこと。企画提案書は表紙、目次等を除き、共通事項、訪問事業及び差額通知を併せて本文30ページ以内とする。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年1月7日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

保険年金課まで直接持参もしくは郵送する。

郵送の場合は、上記提出期限内に必着とする。

(3) 提出部数

正本 1部

副本 9部

9 事業者の選定及び契約

(1) 事業者の選定について

事業者の選定については、和光市国民健康保険健康サポート訪問事業及び和光市国民健康保険ジェネリック医薬品医療差額通知発送事業業務委託業者選定委員会（以下、「委員会」という。）が別で定める評価基準により行う。

ア 一次選定（書面審査）

一次選定は、参加資格を有する企画提案者の提出書類に対して実施し、概ね3者を選考する。

イ 二次選定（プレゼンテーション）

二次選定は、一次選定で選定された企画提案者について、以下のとおり、プレゼン

テーションにより実施する。

なお、実施場所及び日時については、企画提案者ごとに別途通知する。

(ア) 方法

企画提案者は、自らの提案内容の説明を行う。

持ち時間は50分以内とし、準備、説明、質疑、片付けに要する時間とする。

なお、持ち時間のうち質疑の時間を概ね10分程度確保すること。

(イ) 参加人数

各社3名以内

(ウ) パソコン等を用いた説明を行う場合は、提案者側で機器を用意すること。

なお、必要に応じて、プロジェクター及びスクリーンは市が準備をする。また、機器を使用する場合は事前に資料(PowerPoint等)を提供すること。

(エ) 事前に提出した書類の他に、当日の説明資料がある場合は、9部用意すること。

(オ) 挨拶、会社説明等も説明時間に含めるので、形式的なものは省略して構わない。

ウ 参加資格を有する企画提案者が3者を超えない場合、一次選定を省略し、二次選定を実施する。

(2) 事業者の決定

委員会は、選定の結果、両事業に最も適した企画提案者1社を決定する。

ただし、総合得点満点の6割を最低基準点として定め、総合点が6割に達しない者は原則として選定しない。

(3) 結果の通知

ア 選定の結果については、委員会において決定後、各企画提案者に文書で通知するとともに、市のホームページにおいて公表する。

イ 選定経過については、いかなる問い合わせにも応じない。

ウ 選定等の結果については、異議の申し立ては受け付けない。

(4) 契約の締結

選定された企画提案者は、提出された企画提案書及び見積書を踏まえ本市と協議を行い、協議が整った場合に、本市と随意契約により委託契約を締結することとする。契約の協議が不調のときは、委員会の選定において上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

なお、契約時における詳細な事項については、改めて提示・調整するものとし、必ずしも企画提案書等の内容どおり実施するものではない。

10 提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とする。

(1) 提出期限に遅れたもの

(2) 本要領及び仕様書の条件を満たさないもの

(3) 虚偽の内容が記載されているもの

(4) 見積金額が不明なもの、積算根拠が不明確なもの

(5) 審査の公平性を害する行為があったもの

(6) 契約上限額の超過若しくは著しく低い金額での提案により、公正な競争が困難と認め

られるもの

(7) 上記の他、プロポーザル等の中で著しく信義に反すると認められるもの

1.1 その他の留意事項

(1) 企画提案者は、本事業に関して当市が提供した情報等を本事業の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。

なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとすること。

(2) 企画提案に係る一切の費用は企画提案者の負担とし、当市は一切負担しない。

(3) 企画提案書等の提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。

(4) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外には使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取り扱う。

(5) 事業者決定後、委員会は、業務の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。さらに、委員会では選考された企画提案書を元に仕様書を作成できるものとする。

(6) 提出された企画提案書等は、訪問事業及び差額通知における受託者を選定するための資料であり、提出された企画提案書等に関する著作権等の主張は認めない。

(7) 選考経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。

1.2 対応窓口

郵便番号 〒351-0192

住 所 埼玉県和光市広沢 1-5

所 属 和光市健康部保険年金課国民健康保険担当

担 当 齊藤・青木・鈴木

電 話 048-464-1111（内線 2168）

Eメール d0400@city.wako.lg.jp